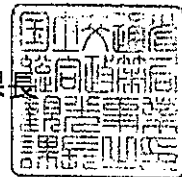


国総観事第297号
平成19年12月14日

社団法人全国旅行業協会 会長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長



貸切バスにおける交替運転者の座席の確保等の安全確保の徹底について

平成19年10月19日にとりまとめられた「貸切バスに関する安全等対策検討会」報告において、交替運転者の休息のための座席の確保及び旅客の乗降時における安全の確保について、速やかに措置すべきことが盛り込まれたところである。（別紙参照）

旅行の安全の確保を図ることは旅行業法の目的の一つであることから、この報告を踏まえ、下記事項について、貴協会傘下会員に対し周知徹底を図るとともに、本件については、別添1のとおり、自動車交通局安全政策課長・旅客課長から社団法人日本バス協会会長等あて通知されているので、社団法人日本バス協会とも連携して、貸切バスにおける安全確保の徹底を図られたい。

なお、本件については、都道府県観光担当部長、各地方運輸局企画観光部長、沖縄総合事務局運輸部長に対しても通達しているので、その旨了知されたい。

また、本件に関連して、別添2のとおり、年末年始における貸切バス輸送の安全確保について自動車交通局安全政策課長からの依頼もあったので、併せて周知を図られたい。

記

1. 交替運転者の休息のための座席の確保の徹底について

別添1の自動車交通局通知のとおり、貸切バスの交替運転者については、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業運輸規則第21条第4項により、「長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき」に配置することが義務付けられており、この場合には、交替運転者が車内において身体を伸ばして休息することのできる設備（リクライニングシートを含む）

以下「休息設備」という。)の確保に努めることが貸切バス事業者に求められている。(一定の場合には、法令により、休息設備の確保が義務付けられている。)

このため、旅行の安全の確保を図るという旅行業法の目的に鑑み、長距離運転又は夜間の運行となる場合には、貸切バス事業者と十分に連絡調整の上、必要とされる休息設備の確保に支障をきたすことのないよう旅客の募集等に当たり配慮すること。

2. 旅客の乗降時における安全の確保について

貸切バス運行時における旅客の乗降について、駐停車禁止場所でこれを行うことは、道路交通上の安全を確保する上で極めて危険であり、道路交通法第44条の違反となる。

このため、旅客の乗降場所については、道路交通法第44条の規定に違反することとならないよう、貸切バス事業者と十分に連絡調整を図ること。

貸切バスに関する安全等対策検討会報告（平成19年10月） （ 抜 粋 ）

IV. 安全の確保、質の向上に向けて

1. 運行時の安全の確保について

(1) 交替運転者の配置基準

《問題点》

- ・ 交替運転者の休息するための座席まで販売され、ガイド席で休息せざるを得ないケースもあるとの指摘。

《対 応》

- 国土交通省において、運行中における交替運転者の休息のための座席の確保について徹底【速やかに】

(2) 旅客の乗降時における安全の確保

《問題点》

- ・ ツアーバス等貸切バスについては、主要駅等周辺における一般の道路上での乗降が一般的。乗降時の安全性が不十分との指摘。

《対 応》

- 当面、国土交通省において、貸切バス事業者・旅行業者へ指導を行うなど、駐停車禁止場所での乗降禁止を徹底【速やかに】